

国際生物多様性年に関する国連決議

第 61 会期  
A/RES/61/203  
検討項目 53 (f)  
配布：一般  
2007 年 1 月 19 日

総会により採択された決議  
第 2 委員会の報告 (A/61/422/Add. 6) に基づく]

61/203. 国際生物多様性年 2010

国連総会は、

国連環境開発会議により採択された生物多様性保全に関する「アジェンダ 21」(1) 第 15 章を想起し、

また、188 カ国と 1 つの地域経済統合機関により批准された「生物の多様性に関する条約」(2)、および「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(3)も想起し、

同条約の 3 つの目標、および、2010 年までに現在の生物多様性損失の速度を顕著に低下させるという目標をさらに効率的に首尾一貫して達成するという、「持続可能な開発に関する世界サミット」の決意を想起し、

また、「持続可能な開発に関する世界サミット」実施計画（「ヨハネスブルク実施計画」）(4)も想起し、

さらに、2005 年世界サミット最終文書 (5)も想起し、

生物の多様性に関する条約の「広報、教育および啓発に関するグローバル・イニシアチブ」の実施を迅速化する必要性を想起し、

生物多様性の損失が続いていることを懸念するとともに、2010 年までに生物多様性損失の速度を顕著に低下させるという目標を達成するためには、過去に類を見ない取り組みが必要となることを認識し、

ミレニアム開発目標 (MDGs) 達成への悪影響を含め、生物多様性損失の社会、経済、環境および文化への影響を深く懸念するとともに、この動きを逆転させるために具体的措置を講じる必要性を強調し、

「ミレニアム生態系評価」報告書（6）を顧慮し、

条約の3つの目標と2010年生物多様性目標の達成に関する世論の啓発を図るために効果的な教育を行う必要性を意識し、

1. 2010年を「国際生物多様性年」と宣言することを決定する。
2. 生物多様性条約事務局を「国際生物多様性年」のフォーカル・ポイントに指定するとともに、同事務局に対し、生物多様性の損失が続いているという問題に対する国際的関心を高めることを視野に入れ、他の関連する国連機関、多国間環境協定、国際機関およびその他の利害関係者と協力するよう招請する。
3. 加盟国に対し、「国際生物多様性年」の国内委員会設置を検討するよう招請する。
4. 加盟国その他の利害関係者に対し、「国際生物多様性年」を活用して、国内、地域および国際レベルでの行動を促進することにより、生物多様性の重要性に対する認識を高めるよう促す。
5. 加盟国と関連する国際機関に対し、後発開発途上国、内陸開発途上国および小島嶼開発途上国をはじめとする開発途上国、ならびに、経済体制移行国が組織する活動を支援するよう招請する。
6. 関連する国際機関、および関連の世界的、地域的環境諸条約に対し、「国際生物多様性年」の目標達成に向けて行った取り組みを同年のフォーカル・ポイントに伝達するよう招請する。
7. 事務総長に対し、本決議の実施状況に関する報告を第66回総会に提出するよう要請する。

第83回本会議

2006年12月20日

（国連広報センタープレスリリース09-073-J 2009年12月22日「国際生物多様性年 2010」より抜粋）

○国連広報センタープレスリリース

[http://unic.or.jp/unic/press\\_release/1427/](http://unic.or.jp/unic/press_release/1427/)